

[様式 9 - 1]

## 福祉サービス等第三者評価結果

## 総合評価

受診施設名	京都府立桃山学園	施設種別	障害児入所施設
評価機関名	一般財団法人社会的認証開発推進機構		

2025年4月28日

## 総 評

京都府立桃山学園は、京都府が設置し、社会福祉法人京都府社会福祉事業団が運営する障害児入所施設です。本学園の歴史は古く、終戦後の身寄りのない知的障害児を受け入れるために、昭和23年に京都市左京区八瀬に設置された「京都府立八瀬学園」に始まります。昭和34年に現在の地、伏見桃山に新築。翌年に既存の児童養護施設と合併する形で「桃山学園」が開設され、昭和59年以降、本法人が運営を受託（現・指定管理）しています。

「社会福祉施設としての公的責任を果たす施設であること」、「地域福祉の向上のため、地域との連携を図り、地域から信頼され、地域に開かれた施設であること」等を法人理念とし、また、事業所の運営方針には、「児童の健やかな成長と家庭復帰・社会的自立に向け、基本的な生活習慣や社会性の習得等、個別の課題と向き合い、個別支援計画に沿った支援を実施」すること、「児童の障害特性に応じた小規模グループケアの充実により、自主性や心の安定を図るとともに、強度行動障害児に対する支援体制の強化や、入所児童の家族に対する相談援助や親子関係再構築にも取り組む」こと等を掲げて運営にあたっております。

施設は定員27名に対して現員は21名で、既存の相部屋を個室として使うなど、子どもたちの育つ環境を可能な範囲で限りなく家庭的な雰囲気近づけたいという施設側の思いが見受けられます。2022年度からは、さらに小規模化を図り、女兒のフロアでの先行実施を経て、翌年度以降は男児フロアで専用キッチンや浴室の設置工事を行い、2023年10月から全フロアで小規模グループケアの体制\*が整いました。

\*1ユニットの定員4～8名、居室の他、居間、台所、浴室、便所等をユニット内に有していることを要件とし、国が積極的に推進している。

訪問日当日は、年齢の異なる子どもたちが、年齢に応じた役割を持ちながら共同生活を送る一方で、他児から干渉されずに一人部屋で自分の好きなことに打ち込める状況を見ることが出来ました。事業所の念願であった小規模グループケア体制が確立し、設備の面でも、より一般家庭に近い環境へと改良がなされており、そこで暮らす子どもたちの声、保護者の願い、職員の意見が具現化されたものであると想像できます。

児童施設の制度に基づき18歳の卒業時にはそれぞれ次の暮らしに移行をしますが、この時を見据えて、事業所では生活上のルール作りや役割分担作業、「子ども会」の活動などを通して、自然に協調性と自立性が養われるような仕組みが確立しています。日々の通学においても、ドアツードアの送迎バスを利用せずに公共交通機関を使うこと、余暇等で単独外出を計画的に進めること、地域住民や学校、関係機関のネットワークで中核的な役割を担うなど、入所している子どもたちが地域に受け入れられる素地づくりにも力を注いでいる状況が見て取れます。

公設の施設であり、特にハード面の改善は事業所独自の判断や努力では実現が難しい部分が多い中、今の時代に求められる生活の質の向上や権利擁護、プライバシー保護などに対し、管理者・職員が一丸となって子どもたちのことを第一に考えた支援や様々な工夫に取り組まれている様子が随所に見受けられます。今後も、障害のある子どもの入所施設という数少ない社会資源を適切な形で運営され、地域から求められる施設として力を発揮されますことを期待しています。

<p>特に良かった点(※)</p>	<p><b>Ⅱ-1-(2)管理者のリーダーシップが発揮されている</b> 福祉サービスの質の向上について、園長は朝の引き継ぎ会や職員会議の場で報告された課題や問題点を把握し、その時々に応じた研修を行うなど必要な教育・研修を行っていることを聞き取りました。また、経営の改善や業務の実効性を高めるため、収支の予算管理や経営分析を行っていること、人員確保定着に向けた取り組みとして法人独自の「職員チャレンジ研究支援制度」を活用して楽しく仕事ができる取り組みを行っていることを聞き取りました。それぞれの場面において管理者が中心的に指揮をとり、適切に方向性を示されていることが伺えます。</p> <p><b>Ⅲ-1-(1)障害のある本人を尊重する姿勢が明示されている</b> 年に4回、外部講師による権利擁護研修を実施していることを聞き取りました。児童自身のプライバシー保護等の権利擁護への配慮については、全員出席の内部研修を行っており、「プライバシー保護に関するマニュアル」に基づき対応していることを確認しました。また、折に触れ手作りの紙芝居「こどものけんり」を用いて子どもにも分かりやすく自身の守られるべき権利について理解できるよう工夫している取り組みは高く評価できます。</p> <p><b>A-2-(1)意思の尊重とコミュニケーション</b> 障害の状況に応じた専門的かつ多角的な視点からの支援の実施については、児童本人にとって必要とする以上の支援・介助は行わないことがマニュアルに示されており、日常の生活支援においても障害の程度や年齢に応じて部屋の片づけや洗濯物の仕分けを自分で行うよう促すなど、自立に向けた支援を行っていることを聞き取りました。行動障害等がある児童に関しては外部のアドバイザー（スーパーバイザー）の定期的な相談の機会があり、個別の検討を行っていることを聞き取りました。入所児童の個別性を尊重した上で、状況に応じて専門的な支援手法を検討する姿勢は高く評価できます。</p>
<p>特に改善が望まれる点(※)</p>	<p><b>Ⅲ-2-(3)福祉サービス実施の記録が適切に行われている</b> 入所児童に関する記録の管理体制の確立については、法人で定める「京都府社会福祉事業団個人情報保護規程」や「文書管理方針」にて記録保管の年限や廃棄の方法などを詳細に定めていることを確認しました。情報を外部に持ち出す際には必ず文書にて決済を取った上で行っていることを聞き取りましたが、その場合の手順・ルールを示す文書が確認できませんでした。年々重要度の増す個人情報の取り扱いについて、職員誰もが適切に行えるように、マニュアル等の整備を検討されてはいかがでしょうか。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念、基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	A	A

[自由記述欄]  
I-1-(1) 法人の理念や基本方針については明文化され、法人の「事業計画書」及び広報誌「桃山学園だより」、ホームページ、各職員の名札の裏に記載されていることを確認した。また、職員は朝の朝礼で理念と基本方針を唱和して周知が図られており、障害のある本人や家族へは年度替わりに配布される文書や、広報誌「桃山学園だより」等を通じて、理念や基本方針を分かりやすく説明され、周知を図るよう努められていることを書類と聞き取りにより確認した。

	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 法人として事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	A	A
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	A	A

[自由記述欄]  
I-2-(1) 経営状況の把握、分析については、公認会計士による月次処理が行われ経営状況・予算執行状況が分かる書類を作成し、理事長と各事業所長の参加する管理会議に報告及び共有を行っていることを確認した。社会福祉事業全体の動向に関しては、京都府、京都市の福祉計画を確認し、京都府主催のミーティングや伏見区管轄の障害者地域自立支援協議会にも参加、主に児童相談所等を通じてニーズの把握を行っている。また、施設長は、日本知的障害者福祉協会、近畿地区児童発達部会に参加、職員は、障害者施設や障害者支援団体が主催する会議や研修に参加して動向を具体的に把握することに努めている。改善すべき課題については、年度単位の事業計画書に入所児童数や収支目標が設定され、9月には課長会議、課内会議にて半期の見直しを行う体制があることを確認した。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 法人として中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	A	A
		5	② 中・長期のビジョンを踏まえた単年度の計画が策定されている。	A	A
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	A
		7	② 事業計画は、障害のある本人等に周知され、理解を促している。	A	A

[自由記述欄]  
1-3-(1) 中長期的なビジョンと計画については、令和3年から7年度までの5年間を計画期間として「京都府社会福祉事業団中期運営計画～利用者満足度の向上をめざして～」「中期運営計画及び指定管理事業計画の実行について（令和6年）」が策定され、数値目標や具体的な成果を設定されていることを確認した。中・長期のビジョンを踏まえた単年度の計画は、管理者のみならず職員も一緒に策定に関わる仕組みがあり、実際、プロジェクトチームを設置し小規模グループケアの実践に取り組んだ例を聞き取った。  
1-3-(2) 事業計画の評価、見直しについては、職員が参加するフロア会議で検討、取りまとめた意見を伝えている。実施状況は、8月と12月に法人本部と事業所とで進捗状況を確認し、進捗が停滞している場合はその要因を確認し実行を推進する仕組みが構築されていることを聞き取った。事業計画については、広報誌「桃山学園だより」を障害のある本人に配布、掲示、事業所内で行う「子ども会」で説明したり、普段のやり取りの中で具体的に伝えるように取り組んでいることを聞き取った。家族へは、郵送の他、夏祭りの参加の機会に説明するなどの工夫を聞き取った。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	A	A
		9	② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	A	A

[自由記述欄]  
1-4-(1) 福祉サービスの質の向上に向けた取組については、福祉サービス等第三者評価を3年に1回受診し、今回で4回目の受診である。受診の年以外も、本評価基準に基づき自己評価を年1回行うこと、併せて、職員セルフチェックの結果を法人本部のサービス向上委員会が取りまとめて分析する仕組みが構築されていることを書面及び聞き取りにて確認した。

**Ⅱ 組織の運営管理**

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ	Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	A	A
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A	A
	Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組にリーダーシップを発揮している。	A	A
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組にリーダーシップを発揮している。	A	A

**[自由記述欄]**

Ⅱ-1-(1) 経営・管理に関する方針と取組については、「組織規程」において明確化されていることを確認した。管理者自らの役割と責任については、広報誌「桃山学園だより」に掲載し、組織内外に表明され、また、「職務分担表」への明示、朝の引き継ぎ会(=申し送り)や職員会議の場での発言等を通じて表明されていることを聞き取った。有事における管理者の役割と責任は、「桃山学園非常時等計画」に明示され、不在時の権限委譲は「災害対策計画」、「事故対応マニュアル」に明記されていることを確認した。園長は、京都知的障害者福祉施設協議会等の団体が主催する法令等に関する研修会や勉強会に参加し、朝の引き継ぎ会や職員会議の場で研修の資料を配布し、説明及び伝達を行うなど、周知していることを聞き取った。法人内グループウェア「サイボウズGaroon」を活用し、関連する法令をリスト化し、最新法令にWEBアクセスできる仕組みで運用されていることを実際の画面で確認した。

Ⅱ-1-(2) 実施する福祉サービスの質の現状については、園長が事業計画の進捗把握や職員セルフチェックの集約を行う過程で、質の向上に対する意見を把握していると聞き取った。法人内のサービス向上委員会には、課長が参加し、その結果を職員にフィードバックする体制が構築され、朝の引き継ぎ会や職員会議の場で周知が行われていることを聞き取った。福祉サービスの質の向上について、園長は朝の引き継ぎ会や職員会議の場で報告された課題や問題点を把握し、その時々に応じた研修を行うなど必要な教育・研修を行っていることを聞き取った。経営の改善や業務の実効性を高めるため、収支の予算管理や経営分析を行い、また、人員確保に向けた取り組みとして法人独自の「職員チャレンジ研究支援制度」を活用して楽しく仕事ができる取組を行っていることを聞き取った。働きやすい環境の整備として、労働組合があり法人本部とは対話のできる協調路線にあることを聞き取った。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・養成	Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	A	A
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	A	A
	Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	A

**[自由記述欄]**

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・定着に関する取組については、事業所で必要となる人員や有資格者の情報を法人で集約して配置され、「京都府社会福祉事業団資格取得支援要項」に人材確保と育成に関する方針が明記されている。採用後には資格取得を推奨し、資格取得支援を社会福祉士等の国家資格に対して行い、実際に資格を取得した事例を聞き取った。また、新規採用職員に対しては、エルダー制度を導入し職場定着を推進していることを聞き取った。法人の理念・基本方針に基づく期待する職員像は、職員倫理綱領や就業規則に行動基準、人事基準を定め、「法人共通キャリアパス要件及び階層別育成計画」に具体的に明記されていることを確認した。人材育成を目的とした人事考課制度は、「人事考課制度のしおり」に明記され、施行期間を経て、令和5年度から正職員に完全実施し、賞与に反映するしくみが運用されていることを聞き取った。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況や職員の意向に基づく労務管理は、有給休暇取得状況や時間外勤務の実態を毎月把握し、法人全体で労務管理を行っていることを聞き取った。また、時間外勤務が必要な場合、役職者が事前に報告を受け、その内容に応じて業務調整を行うなどの運用がなされていることを聞き取った。職員の心身の健康と安全の確保については、「事業団職員安全衛生管理規程」を定め、職員全員にストレスチェックを外部委託で実施し、職員が必要に応じて保健指導が受けられる体制が整備されていることを聞き取った。福利厚生については、京都府民間社会福祉施設職員共済会に加入し、別途、事業団職員共済会を独自で展開するなど総合的な福利厚生が行われていることを確認した。ワーク・ライフ・バランスについては、隔月行う職員セルフチェックや人事考課面談の機会に希望や状況把握を行っていることを聞き取った。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・養成	Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	A	A
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	A	A
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	A
	Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	A	A

[自由記述欄]

Ⅱ-2-(3) 職員一人ひとりに対する育成に向けた取組については、組織として期待する職員像を「法人共通キャリアパス要件及び階層別育成計画」に具体的に明記し、1年単位で年度初期に達成可能な目標を挙げ、定められた人事考課フローにそって中間評価、年度末評価と面談を行う仕組みがあり、進捗状況を確認する体制で運用されていることを聞き取った。職員の教育・研修に関する基本方針や計画は法人において「京都府社会福祉事業団研修手引き及びキャリアパス」を策定し、年1回定期的に見直しが行われていることを聞き取った。また、キャリアパス様式に、階層ごとの受講すべき研修や取得すべき資格が例示されていることを確認した。職員一人ひとりの教育・研修の機会を、「KSJスターティングサポートの手引き」により年間研修計画を策定し、エルダー制度やメンター制度、内省支援を導入し、スタートアップシート(=職員の個別育成計画)を用いて6ヶ月単位で振り返りを行ったり、業務管理システム「福祉の森」を用いて研修報告入力を行い、また、人事管理台帳として教育・研修の状況を集約する仕組みとして運用されていることを聞き取った。

Ⅱ-2-(4) 福祉サービスに関わる専門職の研修・育成についての体制と取組については、「実習生受け入れマニュアル」に基本姿勢及び専門職の研修・育成について明文化され、社会福祉士、保育士の実習を受け入れていることを確認した。専門職の特性に配慮した独自のプログラムが用意され、誓約書などの様式も整備されていることを書面で確認した。また、実習指導者に対しては、社会福祉士実習指導者講習会や京都府児童福祉施設実習教育連絡協議会が開催する研修への参加の機会があり、実習生については、学校側と実習内容について連携していることを確認した。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-3 運営の透明性の確保	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	A	A
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	A	A

[自由記述欄]

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性確保のための情報公開については、法人のホームページで理念や基本方針、提供する福祉サービス、事業計画、事業報告、予算、決算情報が年度単位で公開されていることを確認した。また、第三者評価の受診結果、苦情・相談の体制の内容について公表されていることを確認した。苦情・相談については担当者の氏名が明記され窓口対応が具体的に示されていることを確認した。「桃山学園だより」や、Instagramに事業所の様子や取り組みを投稿配信している。このInstagramの投稿にあたっては、「Instagram投稿マニュアル」が整備され、決済を受け、上司の承認を得て投稿するしくみが整備されており、個人情報やプライバシーに配慮した対応が行われていることを聞き取った。公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組は、経理規程に基づき処理を行い、公認会計士による月次の指導・助言を得て改善に努めている。また、会計監査人を設置し監査法人による外部監査を受け、虐待防止委員会の外部委員や事業所の外部アドバイザーによる事業への助言が得られていることを聞き取った。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 障害のある本人と地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	A
		24	② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	A	A
	Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	A	A
		Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	A
27	② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。		A	A	

[自由記述欄]

Ⅱ-4-(1) 障害のある本人と地域との交流については、基本方針や事業計画の中で基本的な考え方が明示されていることを確認した。地域行事の学区のお祭りにや地域の運動会への参加があること、環境美化活動への参加や施設の学園祭開催にあたっては、地域住民に事前案内を行い地域の人々との交流の機会が設けられていることを聞き取った。障害のある本人の買い物や通院、理美容のための外出は、個別支援計画に反映し本人のニーズに応じて対応していることを聞き取った。ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢は、「ボランティア受け入れマニュアル」に明文化し、地域の学校教育等への協力については「京都府社会福祉事業団中期運営計画～利用者満足度の向上をめざして～」に明文化されていることを確認した。ボランティア受け入れについては、オリエンテーション資料やボランティア実施要領が整備され、これをもとに、施設概要や障害特性の理解について研修を行っていることを聞き取った。

Ⅱ-4-(2) 必要な社会的資源の明示と関係機関との連携については、児童相談所、福祉事務所、学校、病院、福祉施設、関係機関についてリスト化し、資料はファイリングや職員間のPCネットワークを通じて共有できる仕組みが運用されていることを確認した。また、危機管理マニュアルには「自治体等連絡先一覧表」があり、緊急時の対応・連携について明示されていることを確認した。伏見区民活動支援事業「ももネット」へ参画していること、障害のある本人のアフターケアは一体的に運営されている養護施設の自立支援担当職員が担当してフォローを行うしくみがあることを聞き取った。

Ⅱ-4-(3) 施設の機能の地域への還元については、桃山学園祭を開催し、施設の入所児童・0B・0Gの他、地域住民も多くが参加され、交流を意図した取組を行っている。開催にあたっては、入所児童がテーマ決め、ポスター制作、ステージ発表を担い、職員や地域住民と一緒に取り組んでいることを聞き取った。また、5月にはこどもまつりを開催、地域主催の六地藏まつりにもブース出展するなど地域住民との交流の機会が設けられていることを確認した。地域住民の生活に役立つ講演会や研修会は、桃山学園からの研修会出講の他、法人単位では「KSJセミナー」や研修講師として一般向けの研修会に出講している。また、京都府社会福祉事業団の主催イベントである「FUKUSHIつながるクリエイト」での発信、高齢者向けの「オレンジカフェ」でスマホの使い方を教えてほしいというニーズに対応した実践事例を聞き取った。大規模災害時の避難場所には指定されていないが、災害時の備蓄は備えていることを確認した。地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動の実施については、ボランティアや民生児童委員などの施設見学者を積極的に受け入れている。福祉ニーズとしては、「京都府社会福祉事業団中期運営計画」に短期入所の受け入れや緊急受け入れの対応を計画し、明示している。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 障害のある本人を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 障害のある本人を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	A	A
		29	② 障害のある本人のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	A	A
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	A	A
		31	② 福祉サービスの開始・変更にあたり障害のある本人(家族・成年後見人等含む)にわかりやすく説明している。	A	A
		32	③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	A	A

[自由記述欄]

Ⅲ-1-(1) 障害のある本人を尊重した福祉サービス提供については、法人の基本理念及び基本方針に利用者の権利擁護が明記されており、「京都府社会福祉事業団倫理綱領」を法人内グループウェアで全職員に共有していることを確認した。事業所としては「桃山学園職員行動指針」「桃山学園障害児入所施設支援マニュアル」にてサービスに対する姿勢を明示し、2ヶ月に1度、スタッフがセルフチェックを行って対応を見直していることが「セルフチェックリスト実施報告書」にて確認できた。また、年に4回、外部講師を呼んで権利擁護研修を実施していることを聞き取った。障害のある本人のプライバシー保護等の権利擁護への配慮については、全員出席の内部研修を行っており、「プライバシー保護に関するマニュアル」に基づき対応していることを確認した。折に触れ紙芝居「こどものけんり」を上演したり性教育を行うなど、障害のある本人が自身の守られるべき権利について理解できるよう工夫していることや、フロアに居るスタッフが、何かあればすぐに声を拾えるようにしているほか、障害のある本人の言葉から必要に応じて児童相談所等の外部機関につなぐなどの対応を行っていることを聞き取った。

Ⅲ-1-(2) 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供しているかについては、事業所パンフレットやホームページのほか、内外向け広報誌「桃山学園だより」やSNSにて、随時発信を行っていることを確認した。また、求めに応じて個別に説明や施設見学を行い、体験入所が必要な場合は短期入所として対応していることを聞き取った。

福祉サービスの開始・変更にあたっての説明については、重要事項説明書だけでなく、全ての漢字にルビをふった「入所のしおり」で施設での一日の流れやルールなどをわかりやすく説明していることを確認した。意思決定が困難な障害のある本人への配慮についてはマニュアル「個別支援計画作成にあたって」や、「強度行動障害支援指針」において対応方法をルール化していることが確認できた。

福祉施設・事業所の変更や家庭への移行にあたり継続性に配慮した対応の実施については、「支援実施書」に日頃から引継ぎを念頭に置いた記録が行われていることが確認でき、実際の移行時には移行先に訪問して説明を行い、移行後もアフターフォローを行って継続した支援を行っていることを聞き取った。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(3) 障害のある本人のニーズの充足に努めている。	33	① 障害のある本人のニーズの充足に向けた取組及び相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A	A
		Ⅲ-1-(4) 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。	34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A
	35		② 障害のある本人からの相談や意見に対して把握する仕組みがあり、組織的かつ迅速に対応している。	A	A
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	A	A
		37	② 感染症の予防や発生時における障害のある本人の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	A
		38	③ 災害時における障害のある本人の安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	A

【自由記述欄】	
Ⅲ-1-1-(3)	本人のニーズの充足に向けた取組及び相談や意見を述べやすい環境を整備しているかについては、意見箱を設置しているほか、各フロアの担当スタッフが日頃から子どもたちの声を拾い上げていることを聞き取った。定期的な「満足度調査アンケート」や、毎月開催する「子ども会」でも意見や要望を聞き取って記録、検討を行い、結果をフィードバックしていることを聞き取った。
Ⅲ-1-1-(4)	苦情解決の仕組みとしては「桃山学園苦情解決処理要領」、「苦情受付フロー図」を職員に法人内グループウェアで周知しており、「苦情解決の取り組み状況報告」にて記録や対応が確認できた。また、事業報告書において苦情の種類や件数の公表を行っている。なお、近年保護者からの苦情は出ていないものの、一時中断していた保護者会を復活させて保護者の意見収集にも取り組んでいることを聞き取った。本人からの相談や意見への対応は「利用者等からの意見等に関する対応マニュアル」で対応方法やその流れが定められていることを確認した。また、苦情申請者に対しては必ず経過と結果をフィードバックし、職員に対しても支援記録ソフト「福祉見聞録」にてその状況を把握できるようにしていることを聞き取った。なお、マニュアルは年度初めに確認し、最終更新と最終確認日を記録している。
Ⅲ-1-1-(5)	リスクマネジメント体制が構築については、「桃山学園事故防止マニュアル」、「健康管理マニュアル」等で各対応を定めており、記録ソフト「福祉見聞録」にて記録、報告されていることが「主な事故・ヒヤリハット事案について」、「事故およびひやり・はっと報告一覧(児童支援課)」で確認した。また、法人単位、事業所単位で事故防止委員会を実施し、職員は内外の研修で応急処置等について学んでいることを聞き取った。
	感染症の予防や発生時の対応については、「感染症対策指針」が定められており、「新型コロナウイルス感染症への対応取りまとめ」、「新型コロナウイルス感染症等発生時における業務継続計画」等、方針を定め、対応を行っていることが確認できた。また「令和6年度 新人職員(他) 感染症対策研修(報告)」にて、職員に対して研修が行われていることを確認した。
	災害時における本人の安全確保のための取組を組織的に行っているかについては、「桃山学園地震発生対応マニュアル」、「緊急連絡網」、「備蓄品リスト」等が整備・管理されており、児童、職員ともに安否確認の方法が定められていることを確認した。令和6年11月の防災訓練では、子どもたちが非常食を食べてみる体験や、バーチャルリアリティの消火訓練を行うなど、対応力強化のための取組を行っており、来年には地域住民との合同避難訓練も計画していることを聞き取った。また、災害時の地域住民受け入れを想定したマニュアル「地震避難住民の緊急受入時の対応方法について」が整備されていることを確認した。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの一定の水準を確保するための実施方法が確立している。	39	① 提供する福祉サービスについて一定の水準を確保するための実施方法が文書化され福祉サービスが提供されるとともに見直しをする仕組みが確立している。	A	A
		40	① アセスメントに基づく個別支援計画等を適切に策定している。	A	A
	41	② 定期的に個別支援計画に基づく評価・見直しを行っている。	A	A	
	42	① 障害のある本人に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	A	A	
	43	② 障害のある本人に関する記録の管理体制が確立している。	A	B	

【自由記述欄】	
Ⅲ-2-1-(1)	提供するサービスについて一定の水準を確保するための仕組みが確立しているかについては、「日常生活支援マニュアル」として文書化され、職員に周知されていることを確認した。また、各マニュアルの内容は年度ごとに役職者や担当職員が中心となって見直しを行っていることを聞き取った。プライバシーの保護に関しては前述の「障害児入所施設支援マニュアル」の中に「プライバシー保護に関するマニュアル」として策定され、職員に共有されていることを確認した。
Ⅲ-2-1-(2)	アセスメントに基づく個別支援計画が適切に策定されているかについては、年に2度、アセスメントに位置づけられる「支援実施書」を、担当職員の草案をもとに、全体で検討して策定していることを聞き取った。アセスメント手法については「個別支援計画作成にあたって」として確立されており、本人が言葉で意向を示せない場合等においても、本人のニーズに応じて各々の職員が適切に支援を行えるよう方針を定めていることを確認した。
	定期的な個別支援計画に基づく評価・見直しの実施については、月に1回のモニタリングを行っており、計画の進捗により適宜見直し・変更を行っていることや、外部アドバイザーに来てもらい、ケース検討を行っていることを聞き取った。また、モニタリング内容は支援記録ソフト「福祉見聞録」にて閲覧を行い、職員への周知を徹底していることを聞き取った。
Ⅲ-2-1-(3)	利用者の福祉サービス実施状況の記録と職員間の共有については、「個別支援計画」や「支援実施書」等の記録が個別児童台帳に保管され、「福祉見聞録」でも検索できるようになっていることを確認した。スタッフに対しては法人で定める「支援記録のガイドライン」にて、記録することの意味や記録方法を周知し、記録水準の統一を図っていることを確認した。また、毎月フロアミーティング、リーダー会議、給食や保健に関する会議など、担当別会議を実施し、節目ごとに全体会議を行って、部門を横断した情報の共有を図っていることを聞き取った。
	利用者本人に関する記録の管理体制の確立については、法人で定める「京都府社会福祉事業団個人情報保護規程」があり、事業所としては「文書管理方針」にて記録保管の年限や廃棄の方法などを詳細に規定していることを確認した。情報を外部に持ち出す際には必ず起案を回して確認を行っていることを聞き取ったが、その際の手順・ルールを示す文書が確認できなかったことから、通番43は自己評価AをBとした。

## A 障害のある本人を尊重した日常生活支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 支援の基本理念	A-1-1(1) 自立支援	44	① 障害のある本人の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	A	A
	A-1-1(2) 権利擁護	45	① 障害のある本人の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	A	A
	A-1-1(3) ノーマライゼーションの推進	46	① 誰もが当たり前暮らせる社会の実現に向けた取組を行っている。	A	A

[自由記述欄]	
<p>A-1-1 (1) 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組みの実施については、意見箱や子ども会などで日頃から子どもたちの意見の聞き取りを行い、買い物が必要な場合には付き添ったり、インターネットで一緒に探すなどの支援を行っていることや、シャムパーなどに好みがある場合には個別に好きなものを使えるようにするなどの配慮を行っていることを聞き取った。また、子どもたち自身が意見を出し合っって季節イベントのメニューを決めたり、お手伝いをするなど施設内通貨を獲得できるなどの取組みを行っていることが、フロア内掲示物や聞き取りから確認できた。</p> <p>A-1-1 (2) 利用者の権利侵害の防止に関する取組みについては、法人として「京都府社会福祉事業団 虐待防止マニュアル」、事業所として「桃山学園虐待防止委員会設置要綱」を備えており、「虐待防止研修資料」、「職員・保護者等から児童への虐待に係る対応手順フロー」にて、職員への研修や、対応方法の周知を行っていることを確認した。また、2ヶ月ごとに職員がセルフチェックで不適切な対応がなかったかを見直しているほか、「身体拘束等行動制限をなくすための指針」を定め、やむを得ず身体拘束を行う場合には検証・記録を徹底していることを聞き取った。</p> <p>A-1-1 (3) 誰もが当たり前暮らせる社会の実現に向けた取組みについては、毎年11月に「桃山学園祭」を一般公開して開催しており、テーマ決めやポスター作りから子どもたちが関わって準備を行っていることや、今年度は内外から延べ400人が参加したことを聞き取った。また、地域の子どものための「こどもまつり」を開催しているほか、NPO法人ももやま東が地域のために開催している「六地藏祭り」に屋台出店するなど、積極的に地域社会と交流し、施設の取組みや障害に対する理解促進を図っていることを聞き取った。</p>	

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(1) 意思の尊重とコミュニケーション	47	① 障害のある本人（子どもを含む）の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	A	A
		48	② 障害のある本人の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	A	A
		49	③ 障害のある本人の障害の状況に応じた専門的かつ多角的な視点から支援を行っている。	A	A
	A-2-(2) 日常的な生活支援及び日中活動支援	50	① 個別支援計画に基づく日常的な生活支援及び日中活動の支援を行っている。	A	A
	A-2-(3) 生活環境	51	① 障害のある本人の快適性と安心・安全に配慮した環境が確保されている。	A	A

[自由記述欄]	
<p>A-2-2 (1) 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援の実施については、コミュニケーション方法をマニュアルで定め、日常生活においては絵カードで一日の流れを伝えたり、ロッカーに本人の顔写真を貼って使う場所を分かりやすく示すなど、工夫を行っていることを確認した。自閉症児童の対応については外部のアドバイザー（スーパーバイザー）に意見を求めたり、外部研修を受けた職員が内容を内部で共有するなどしながら支援に取り組んでいることを聞き取った。</p> <p>利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っているかについては、担当職員以外も、日ごろからコミュニケーションを取ることで、要望やトラブル等があった際には子どもたちから伝えてもらえる関係作りに努めていることを聞き取った。また、相談の際には必要に応じて個室に移動する等の配慮を行っていることを確認した。</p> <p>利用者の障害の状況に応じた専門的かつ多角的な視点からの支援の実施については、必要以上の介助は行わないことなどが前述の「障害児入所施設支援マニュアル」に示されており、日常の生活支援においても障害の程度や年齢に応じて部屋の片づけや洗濯物の仕分けを自分で行うよう促すなど、自立に向けた支援を行っていることを聞き取った。行動障害等がある場合に関しては「困難事例処遇検討会」を実施し、検討を行っていることを聞き取った。</p> <p>A-2-2 (2) 個別支援計画に基づく日常的な生活支援及び日中活動の実施については、本人の希望や心身の状態に合わせて行っており、食事は嗜好調査を行って栄養士と相談しながらメニューを決め、誕生日の児童のリクエストを反映させたり、可能な児童においては外食の日を設けるなどの工夫を行っていることを聞き取った。また、個々のレベルや特性に配慮して使用する食器や食事場所を変えたり、本人からのサインに合わせて口に運ぶなどの支援を行っていることを聞き取った。入浴に関しては、必要に応じて介助を行い、排せつ支援は看護師と相談しながら方針を定めていることを聞き取った。</p> <p>A-2-2 (3) 利用者本人の快適性と安心・安全に配慮した環境の確保については、個々が安心して過ごせるよう性別や障害特性に合わせてフロアが分かれており、各フロアに個室と、ソファやテレビのあるプレイルームが備えられ、思い思いに過ごせるようになっている。また、以前は全員が食堂に集まって食事をとっていたが、フロアごとに配膳するようになってから個々が落ち着いて食事をできるようにするなど、改善の取り組みが行われていることを聞き取った。防音性の高い観察室があり、クールダウンを必要とする本人がその中で休憩を希望する場合は、必ず外から職員が見守りながら使用できるようになっていることを聞き取った。</p>	

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	52	① 障害のある本人の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	非該当	非該当
	A-2-(5) 社会生活を営むための支援	53	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した社会生活を営む力をつけるための支援を行っている。	A	A
	A-2-(6) 健康管理・医療的な支援	54	① 障害のある本人の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	A	A
		55	② 医療的な支援について適切に提供（連携）する仕組みがある。	A	A

【自由記述欄】	
<p>A-2-(4) 非該当</p> <p>A-2-(5) 利用者本人の希望と意向を尊重した社会生活を営む力をつけるための支援を行っているかについては、一人で美容院や買い物に行く機会を作ったり、お手伝いをする施設内通貨がもらえる仕組みを導入することで、障害のある本人が金銭感覚について学び、できることを自分で行う習慣を身に付ける機会を設けていることを聞き取った。また、友人との外出や、高校生以上で自主通学している児童にはスマホ利用も可としていることを聞き取った。</p> <p>A-2-(6) 利用者の健康状態の把握等については、「健康管理マニュアル」に従って、日々の健康管理に努めていることを聞き取った。また、精神科相談の機会があり、障害のある本人や職員が相談していることや、心理専門の職員も在職していること、身体の発達に関しては性教育の係を置いて定期的に面談等を行っていることを聞き取った。</p> <p>医療的な支援について適切に提供する仕組みがあるかについては、「健康管理マニュアル」、「与薬マニュアル」に従い、毎日検温と排便の記録を取りながら介助や引継ぎを行っていることを聞き取った。また、看護師が用意した薬を、与薬時に職員がチェック表でチェックし、薬のゴミをいったん保管するなど、漏れやミスを防ぐ体制を作っていることを聞き取った。食物アレルギーのある児童については、配膳前に厨房で食札を付け、対応を行っていることを聞き取った。</p>	

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	56	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	A	A
	A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	57	① 障害のある本人の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	A	A
	A-2-(9) はたらくことや活動・生活する力への支援	58	① 障害のある本人の活動・生活する力や可能性を尊重した支援を行っている。	A	A
		59	② 障害のある本人に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	非該当	非該当

【自由記述欄】	
<p>A-2-(7) 利用者本人の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援の実施については、高校1年生になった時点から保護者、学校を交えて移行支援の準備を開始、高校2年生から学校・施設とで希望を聞き取り、退所が近い児童は施設内にあるワンルームマンションを模した自立訓練室で一人暮らしの練習を行っていることを聞き取った。また、中小企業家同友会と協働して就職先情報の収集に努めていることを聞き取った。</p> <p>A-2-(8) 利用者本人の家族等との連携・交流と家族支援の実施については、「桃山学園だより」の送付や、行事の際に保護者向けの説明の機会を設けるなど、家族に対して定期的に連絡を取っていることを聞き取った。また、家庭の状況によって児童と家族との直接の交流が困難な場合には、児童相談所と連携しながら家族に児童の意志を伝えるなどの対応を行っていることを聞き取った。体調不良や急変時の家族等への連絡方法については、「事故対応フロー」に定めていることを確認した。</p> <p>A-2-(9) 利用者本人の活動・生活する力や可能性を尊重した支援の実施については、施設内で本人たちのリクエストを取り入れた調理実習を行ったり、個々の段階に合わせて部屋の片づけや洗濯を自分で行うよう促すなど、日ごろから自立に向けた支援に取り組んでいることを聞き取った。</p> <p>A-2-(9) ②非該当</p>	

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-3 就労支援	A-3-(1) 就労支援	60	① 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	非該当	非該当

【自由記述欄】	
A-3-(1) 非該当	